別表四の二付表の記載要領第四号を次のように改める。

４　「加算」の空欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　各連結法人が費用又は損失として経理した金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び各連結法人が収益として経理しなかつた金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載すること（⑵から⑸までに該当する場合を除く。）。

⑵　租税特別措置法第68条の57第１項（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理（法第81条の20第１項第１号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この号において同じ。）の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を記載すること。

⑶　租税特別措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を記載すること。

⑷　租税特別措置法第68条の65第１項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理により減額した金額を記載すること。

⑸　震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を記載すること。

別表四の二付表の記載要領第五号中「個別損金額として」及び「個別益金額として」を「連結所得の金額の計算上」に改め、同第六号中「法第61条の13第１項の規定により」の次に「法第81条の３第１項に規定する」を、「限る。）」の次に「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を加え、「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈱」」を「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈱」」に改め、同第七号を削り、同第八号を同第七号とする。

別表五㈠の記載要領第二号㈢中「令第123条の３第４項」を「令第123条の３第３項」に改める。

別表五㈡の表中「損金の額に算入した納税充当金」を「損金経理をした納税充当金」に改め、同表の記載要領第二号中「以下」を「別表五の二㈡付表において」に、「別表五の二㈡付表一及び別表五の二㈡付表二」を「別表五の二㈡付表」に、「欄」を「各欄」に改める。

別表五の二㈠付表一の記載要領第二号㈢中「令第123条の３第４項」を「令第123条の３第３項」に改める。

別表五の二㈠付表二の記載要領第四号を削る。

別表五の二㈡の表中「損金の額に算入した納税充当金」を「損金経理をした納税充当金」に改め、同表の記載要領第二号中「各別表五の二㈡付表一」を「各別表五の二㈡付表」に改め、同表の次に次の一表を加える。